

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A市町村役場の近くで、自営業をしており、市町村役場への出入りが頻繁であったので、市町村役場で勧められ国民年金に任意加入した。毎月の集金は、婦人会の年配の方が二人で集金に来ていた。領収書等はもらっておらず、集金したとき集金人が名簿を持参してチェックしていたことを記憶している。

申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿では、国民年金制度発足当初の昭和36年2月6日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、その後同年4月1日に任意加入資格を取得していることから、申立人の国民年金制度への関心の高さがうかがえ、任意加入後に国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人が主張している国民年金に任意加入した経緯や国民年金保険料の集金状況等の記憶は、市町村役場保管の被保険者名簿の記載内容と合致することから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、市町村役場に照会した結果、申立期間当時、申立人の居住する地区では、婦人会が集金を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

申立期間について、自宅に来ていた銀行の外交員に付加保険料を含めた国民年金保険料を手渡していたので、納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間の前後において、付加保険料を納付していることから、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である。

さらに、申立人は申立期間及び申立期間の前後の期間において、住所を変更しているが、申立期間を除いて、国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間について、住所を変更したことによって保険料を納付していないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 31 日から 38 年 12 月 26 日まで

私は、A事業所を退職後、会社とは全く接触していないのに脱退手当金が昭和 41 年 1 月 28 日に支給済みとの記録になっていることを知った。

昭和 53 年 2 月 27 日に B 社会保険事務所からもらった「厚生年金保険被保険者期間について (回答)」では、脱退手当金が支給済みである旨の記載が無く、申立期間について将来年金として受けとれると思っていた。

以上のとおり、脱退手当金を受給していないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 41 年 1 月 28 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後であり脱退手当金支給日直前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、支給決定日直前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が昭和 53 年 2 月に B 社会保険事務所から受け取った「厚生年金保険被保険者期間について (回答)」では、申立事業所に係る脱退手当金を支給したとの記載は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から47年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

昭和35年10月ごろ、自治会長に勧められ夫婦一緒に国民年金に加入し保険料を納付してきたと記憶している。40年ごろから、妻が自営業に関する各種支払いとともに毎月25日にA金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、43年ごろからは外交員が自営業に関する各種支払いを毎月集金に来てくれており、国民年金の保険料については年払いで6月分の支払日に外交員に預けていた。納付した金額までは覚えていないが、これまで妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付に伴い、昭和50年に職権で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の保険料納付を行っていた申立人の妻は、昭和43年ごろまでは、金融機関の窓口で納付し、その後、外交員に集金してもらっていたと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、昭和36年度から40年度までの保険料を第2回特例納付で、48年度の保険料を過年度納付で51年2月18日に、さかのぼって一括納付していることが確認でき、申立人の妻の主張と相違する。

加えて、昭和 51 年 2 月 18 日の過年度納付時点において、申立人が年金受給に必要な納付月数を 60 歳到達までの期間から計算した不足月数分の保険料を納付していることから、申立期間については、年金受給資格の月数を満たしているため納付しなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

昭和35年10月ごろ、自治会長に勧められ夫婦一緒に国民年金に加入し保険料を納付してきたと記憶している。40年ごろから、自営業に関する各種支払いとともに毎月25日にA金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、43年ごろからは外交員が自営業に関する各種支払いを毎月集金に来てくれており、国民年金の保険料については年払いで6月分の支払日に外交員に預けていた。納付した金額までは覚えていないが、これまで夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付に伴い、昭和50年に職権で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は保険料納付について、昭和43年ごろまでは金融機関の窓口で納付し、その後、外交員に集金してもらっていたと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、昭和36年度から39年度までの保険料を第2回特例納付で、48年度の保険料を過年度納付で51年2月18日に、さかのぼって一括納付していることが確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、昭和51年2月18日の過年度納付時点において、申立人が年金受給

に必要な納付月数を 60 歳到達までの期間から計算した不足月数分の保険料を納付していることから、申立期間については、年金受給資格の月数を満たしているため納付しなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月から23年1月まで
② 昭和24年11月5日から25年4月1日まで

申立期間①については、A市町村役場から派遣されて、B事業所において、受渡業務及び検査をしていた。

申立期間②についても、C事業所において、受渡業務及び検査をしており、当時、会計担当者が厚生年金保険への加入手続をしたと言っていた。

以上のような状況にあるので、申立期間の厚生年金保険の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市町村役場の担当者は「当時は、A市町村役場は厚生年金保険へ加入しておらず、共済年金加入者名簿においても申立人の氏名は確認できない。また、検査員についての詳細は資料も無く不明である。」と回答している。

また、A市町村役場が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、平成7年4月1日である上、B事業所という名前の事業所名も、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所では見当たらない。

さらに、申立人が挙げる当時の同僚二人は「B事業所とはC事業所のことであり、申立人については、昭和18年ごろから23年1月ごろまで、当該事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立てに係る①及び②の事業所は同一の事業所と推認される。したがって、申立人は申立期間①についてC事業所に勤務していたと認められるが、当該事業所の厚生年金保険の適用は23年4月1日である上、前述の同僚二人は「明確には記憶していないが、(当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前は)保険料を控除されていなかったと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

申立期間②について、前述の同僚二人は、「申立人は昭和23年1月に辞めて別の会社へ行ったが、その後当該事業所に再就職するようなことはなかった。」と供述している上、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}であり、ほかに再就職したことを確認できる資料も無い。

また、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、昭和31年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び有力な供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 8 月まで
A事業所での厚生年金保険被保険者期間が昭和52年9月1日から同年10月5日までとなっているが、A事業所に入社したときに厚生年金保険と健康保険に入っていることを社長に確認しており、給料から厚生年金保険料が毎月引かれていたはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和52年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚は、「入社当時、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったが、その後、増資の際に銀行の勧めで厚生年金保険に加入したことを会社から聞いた。」と供述している上、当該同僚が保管している当該事業所における昭和52年2月分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除は記録されていない。

加えて、当該事業所は昭和60年1月31日に全喪しており、申立期間当時の事業主に照会したものの回答は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる関連資料及び供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。